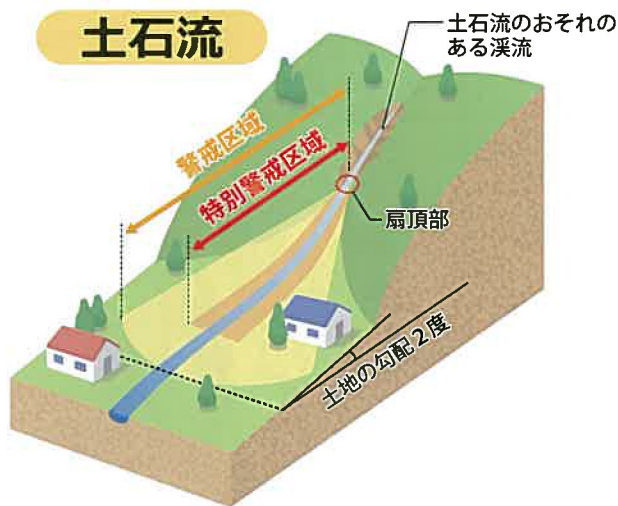
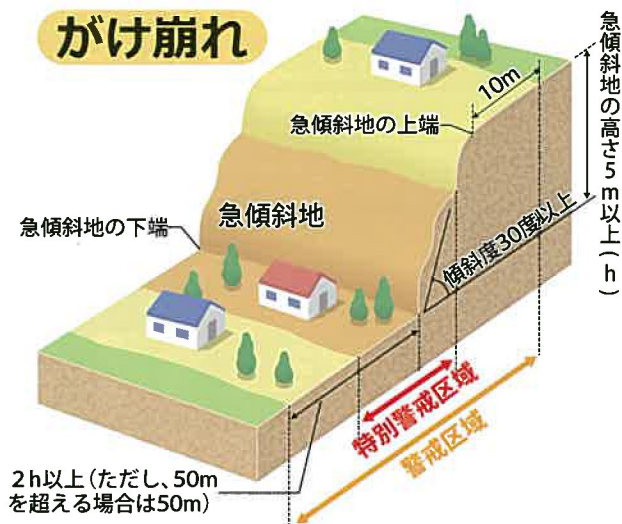


1 土砂災害警戒区域とは

神奈川県が土砂災害防止法に基づき、土砂災害への注意が必要な区域として土砂災害警戒区域を指定しています。土砂災害警戒区域は、傾斜地の形態に着目し一律に指定されるものです。区域に指定されることが直接土砂災害の危険性を示しているということではありません。



土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域
(イエローゾーン)

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域(レッドゾーン)

宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられています。

●警戒避難体制の整備

災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られる〔平塚市〕

●建築物の構造規制

建築物の構造が安全かどうか建築確認がされる〔平塚市〕

●特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものだけに限り許可される〔神奈川県〕

●建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られる〔神奈川県〕

●区域の指定に関してのお問い合わせ

神奈川県平塚土木事務所 河川砂防第二課 TEL.0463-22-2711